

## 公 告

次のとおり、自動販売機設置に係る市有財産の貸付を一般競争入札に付します。

令和6年1月12日

豊橋市長 浅井 由崇

### 1 入札物件

- (1) 件 名 豊橋市民病院内における自動販売機設置に係る市有財産の貸付  
(2) 貸付物件

所在地：豊橋市青竹町字八間西 50 番地 豊橋市民病院敷地内

案件	グループ	販売品目	設置台数	貸付面積※	貸付区分
1	A	清涼飲料水	5台	6.75㎡	建物
	B	清涼飲料水	5台	6.75㎡	建物
2	C	清涼飲料水	8台	10.80㎡	建物
	D	清涼飲料水	8台	10.80㎡	建物
3	E	清涼飲料水	1台	1.35㎡	土地
	F	清涼飲料水	1台	1.35㎡	土地

※ 貸付面積には、回収ボックスの設置面積を含みます。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をすること。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。  
(2) 豊橋市内またはその近隣（ただし、県内に限る。）に本店、支店又は営業所を有し、故障時のメンテナンスや利用者等からのクレームに対し迅速に対応できること。  
(3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 入札公告の日から落札決定までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。  
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。  
(6) 入札公告の日から過去3か年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人含む）に、自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績があること。  
(7) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税又は特別法人事業税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税及び自動車税

(豊橋市税)

豊橋市市税条例(昭和25年条例第25条)に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例(昭和33年条例第10号)に規定する国民健康保険税

3 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

豊橋市民病院 事務局管理課(豊橋市民病院診療棟3階)

(2) 日時

令和6年1月12日(金)から令和6年2月20日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日等に関する法律」という。))に規定する国民の祝日及び休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市民病院 事務局管理課(豊橋市民病院診療棟3階)

(2) 日時

令和6年1月29日(月)から令和6年2月5日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日等に関する法律」という。))に規定する国民の祝日及び休日を除く。)の午前9時から午後4時までに、郵送又は持参にて提出

※郵便の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は書留郵便に準ずるもの

(信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同法同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供するもの)

(3) 郵送の宛先又は持参先

下記「11 問い合わせ先」と同じ

5 入札執行の場所及び開札日時

(1) 場所

豊橋市民病院 第2会議室(豊橋市民病院診療棟3階)

(2) 開札日時

令和6年2月20日(火) 午前10時

(3) 入札書の提出期限

令和6年2月19日(月)午後4時必着(入札書用封筒に厳封のうえ提出すること)

(持参の場合は開札日時まで)

※再度入札となる場合は改めて提出期限をお伝えします。

6 入札保証金

免除

7 契約書の作成の要否

要

8 契約保証金

免除

9 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する入札
- イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
- エ 虚偽の事実を記載した者のした入札
- オ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 その他

市有財産賃貸借契約書を始め賃貸借の詳細については、「入札説明書」を確認の上、入札すること。

11 問い合わせ先

豊橋市民病院 事務局管理課  
〒441-8570 豊橋市青竹町字八間西 50 番地  
電話（0532）33-6365